

合同安全パトロールの実施

平成29年度全国労働安全週間に先立ち、平成29年6月27日に四日市労働基準監督、林業・木材業製造業労働災害防止協会、津水源林事務所、三重森林管理署による合同安全パトロールを実施しました。

三重森林管理署関係の事業地を2箇所、津水源林事務所の1箇所と両事業所を跨いでのパトロールとなりました。

- ①林業専用道の現場では、重機を掘削用と移動式クレーンとして使うときの方法・ルール、現地に高低差があるところでの昇降用の作業歩道の設置、支障となる立木の安全な伐倒等、
 - ②生産(木材搬出)現場では木材伐出機械のヘッドガードや運転席の防護柵の設置、安全な伐倒作業、同じ斜面における作業禁止等
 - ③水源林整備事業の作業道作設現場では、重機の作業半径内への立入禁止、連絡合図の徹底等
 - ④重機等が転落・転倒した場合、運転席からの放り出され受災することもあるので運転手はシートベルト着用等
- について指導、意見交換が行われました。

これまでの災害事例等から国有林野事業、水源林整備事業でも同様な行動で同様な災害が発生しています。これらの防止対策は、今まで口をすっぱく言われ続けておりますが、根絶とはなっていません。無災害、安全を達成するためには、安全意識の向上を図るとともに、「決まったことは守る、やっていけないことはやらない」ことを再認識したところです。



重機に関する安全指導の様子



皆伐作業地での意見交換会の様子



作業道新設の概要説明の様子